## 会第2号

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

## 提出者

三辻石奥山青中谷西清梅蔦浦村田村本木沢 川水村田治 祐芳進甚啓康勝鉄 恵雄克介正一浩子彦彦次正子

## 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例 (昭和 31 年滋賀県条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 中「14,800」を「13,100」に、「13,300」を「11,800」に、「3,000」を「2,600」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。